随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　校務支援システムに係るデータ移行方式策定等業務委託

2　契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3　随意契約理由

新統合型校務支援システム（以下「新システム」という。）の稼働に向けて、現行校務支援システム（以下「現行システム」という。）に保有されている指導要録等の各種データを新システムへ移行する必要がある。 そのため、教専第 20432 号「令和８年度 校務支援システムに係るデータ調査業務委託」により得られた調査結果（データの抽出可否、抽出方法等）を踏まえたデータ移行方針に基づき、新システムに必要なデータを整理する。 本業務は、以上の作業に伴う各種業務を委託することを目的とする。

本業務は新システムの要件に関わるものである。上記業者は、教専第328号「新統合型校務支援システム再構築等支援業務委託」（令和7年4月18日～令和10年3月31日）の契約において、新システムの開発・運用等に向けた支援を担い、要件定義にも継続して深く関与している。 このため、これまでの経緯や全体像、進捗状況、課題を熟知しており、本業務に対応できる事業者は当該業者に限られる。

以上の理由により、上記業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

教育委員会事務局　総務部　教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

１　案件名称

大阪市立木川小学校給食調理・配送・配膳等業務委託（概算契約）長期継続

２　契約の相手方

コック食品株式会社

３　特名随意契約理由

木川小学校において改築工事を行っており、一部期間（令和９年４月～令和10年３月）については給食室の使用ができないことから、当該期間中については、近隣の学校との親子方式（給食室を有する学校（親校）で調理した給食を他の給食室を有しない学校（子校）に配送・配膳する方式）により給食を提供しなければならない。

親校の選定にあたっては、文部科学省「学校給食衛生管理基準」において「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後２時間以内に給食できるよう努めること」と定められている。これを踏まえ、喫食までの時間から逆算して、配送時間がおおむね 15 分以内であること、かつ木川小学校分の食数を調理できる規模・設備を備えていることを条件として抽出したところ、これらの条件をすべて満たす学校は、塚本小学校のみである。

今回、親校となる塚本小学校の給食調理については、令和６年８月１日から令和９年７月 31 日まで「大阪市立美津島中学校ほか３校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続（概算契約)」として上記業者と契約締結し、実施しているが、本業務を同一業者以外のものに履行させた場合、一つの給食室内に複数業者が存在することとなり、事故等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になる。

以上の理由から、令和９年４月１日から令和９年７月 31 日までの間、本業務を実施出来る業者は、上記業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結することとする。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食Ｇ（電話番号 06-6208-9143）